

平成29年 業種別労働災害発生状況

小田原

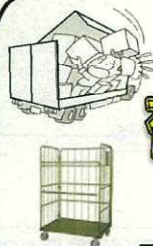
労働基準監督署

(平成29年5月末現在)

業種	当 年 (平成29年)		前 年 (平成28年)		増減数		増減率
		( )		( )		( )	
01 食料品製造	0	(0)	4	(0)	-4	(0)	-100.0%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
03 衣服その他の繊維	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
04 木材・木製品	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 家具・装備品	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
06 パルプ等	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
08 化学工業	4	(0)	2	(0)	2	(0)	100.0%
09 窯業土石	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
10 鉄鋼業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 非鉄金属	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
12 金属製品	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
13 一般機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
14 電気機械器具	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
15 輸送機械製造	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
16 電気・ガス	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
17 その他の製造	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
01 製造業小計	14	(0)	11	(0)	3	(0)	27.3%
02 鉱業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 土木工事	3	(0)	3	(0)	0	(0)	0.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
02 木造家屋建築	4	(0)	0	(0)	4	(0)	-
03 建築設備工事	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 その他の建築工事	3	(0)	6	(0)	-3	(0)	-50.0%
02 建築工事	8	(0)	6	(0)	2	(0)	33.3%
03 その他の建設	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
03 建設業小計	12	(0)	11	(0)	1	(0)	9.1%
01 鉄道等	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
02 道路旅客	4	(0)	3	(0)	1	(0)	33.3%
03 道路貨物運送	9	(0)	4	(0)	5	(0)	125.0%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	✓ 14	(0)	7	(0)	7	(0)	100.0%
01 陸上貨物	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
01 農業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
02 林業	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
06 農林業小計	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
07 畜産・水産業小計	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
01 卸売業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
02 小売業	✓ 13	(0)	✓ 6	(0)	7	(0)	116.7%
03 理美容業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 その他の商業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
08 商業	14	(0)	9	(0)	5	(0)	55.6%
01 金融業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 金融広告業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	4	(0)	2	(0)	2	(0)	100.0%
12 教育研究	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
01 医療保健業	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
02 社会福祉施設	3	(0)	6	(0)	-3	(0)	-50.0%
03 その他の保健衛生	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
13 保健衛生業	6	(0)	8	(0)	-2	(0)	-25.0%
01 旅館業	7	(0)	8	(0)	-1	(0)	-12.5%
02 飲食店	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
03 その他の接客	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
14 接客娯楽	11	(0)	14	(0)	-3	(0)	-21.4%
15 清掃・と畜	15	(0)	11	(0)	4	(0)	36.4%
16 官公署	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	1	(0)	3	(0)	-2	(0)	-66.7%
17 その他の事業	1	(0)	3	(0)	-2	(0)	-66.7%
合 計	98	(0)	85	(0)	13	(0)	15.3%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側( )内は死亡災害件数(内数)





荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

# 荷役作業中の安全対策に御協力を！

物流業界全体で荷役5大災害を防止しましょう



～トラック運転者の安全確保と健康障害の防止に向けた協力要請～

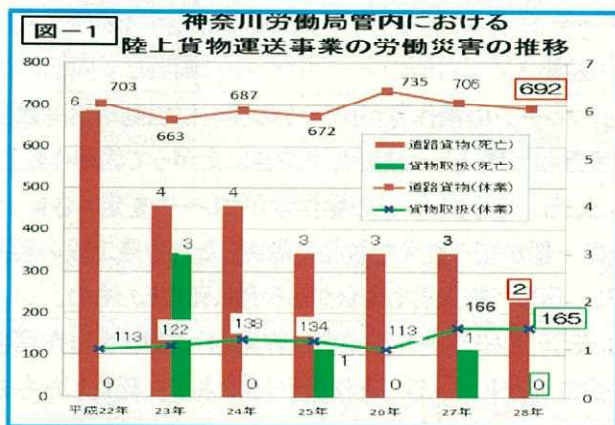
平成 28 年に神奈川労働局管内で発生した休業 4 日以上<sup>※</sup>の労働災害のうち、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業のことをいう。以下「陸運業」という。）については 859 件発生し、昨年よりも 17 件減少（-1.94%）したものの微減にとどまっており、全国的に見ても災害が多い状況にあります。

陸運業での労働災害の約 7 割は、大型物流センター（倉庫）や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主等の施設（以下「荷主先等」という。）での荷役作業中に発生し、特に、トラックへの積込み、積卸し作業において労働災害が多発しており、単に陸運業の事業者のみならず、荷主等の事業者が積極的に荷役作業の安全対策に努めていただくことが大変重要なものと考えております。

神奈川労働局では、荷役ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）で示されている取組を「**全業種**」の荷主等の事業者と陸運業の事業者で連携を図りながら対策に取り組むよう指導を実施しており、特に死亡労働災害に結び付きやすい①「墜落・転落」、②「荷崩れ」、③「フォークリフト災害」、④「無人暴走」、⑤「トラック後退時の事故」を「**荷役5大災害**」に位置付け、構内での安全な荷役作業に向け荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を**最終頁**の**チェックリスト**に取りまとめましたので、これらの内容を御確認の上、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

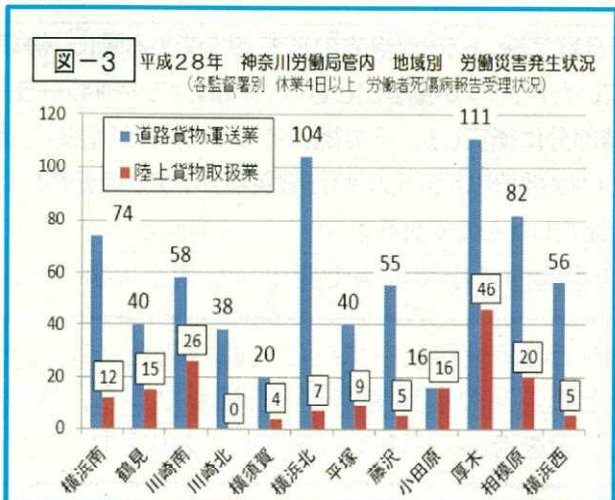
## [1] 災害統計等

### (1) 神奈川労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業 (死亡91人 休業4日以上12,656人)			陸上貨物取扱業 (死亡6人 休業4日以上1,224人)		
1	大阪	1,018人 (-63人)	1	千葉	167人 (+30人)
2	埼玉	931人 (-18人)	2	神奈川	165人 (-2人)
3	東京	901人 (+65人)	3	大阪	136人 (+7人)
4	愛知	754人 (-36人)	4	埼玉	116人 (-5人)
5	北海道	732人 (+26人)	5	東京	94人 (+14人)
6	神奈川	694人 (-15人)			

注意: ランキングの( )内は、対前年増減数  
資料: 平成28年発生労働者死傷病報告受理状況



### 災害発生状況から

- ・ 神奈川労働局管内で発生している陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害は 859 件となっており、全国ワースト 4 位となっています。
- ・ 道路貨物運送業については、694 件の労働災害が発生し全国ワースト 6 位となっており、陸上貨物取扱業についても 165 件発生し全国ワースト 2 位となっています。
- ・ 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。





(2)陸上貨物運送事業死亡災害事例

[平成 28 年発生]

発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
※5月 14時頃	道路貨物運送業 30名～49名	玉掛用具 飛来、落下	被災者が木造建築工事現場に搬入した野地板(総重量60OKg)を現場敷地内に仮置きするため、別事業場の作業者が移動式クレーンで荷下ろし作業を行った際、荷が落下して被災者に激突した。
12月 5時頃	道路貨物運送業 50名～99名	トラック 交通事故(道路)	中型トラックに乗って商品の積み込み先へ向かう途中、緩やかな左カーブを曲がりきれずに反対車線にはみ出し、対向車(大型トラック)と正面衝突した。

[平成 27 年発生]

発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
7月 15時頃	道路貨物運送業 1～9名	起因物なし その他	海上コンテナのトレーラーを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該トレーラーの車内で死亡していたのを発見され、長時間労働による身体的負荷が持病に関与したとして労災認定されたもの。
10月 13時頃	道路貨物運送業 50名～99名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路のインターチェンジの料金所から太線に合流する穏やかな登り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
※10月 14時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン 激突	天井クレーンの操作者がトラックの荷台に自動車用金属製品を4段重ねで積み込み、被災者が荷台に上がって固縛作業をしていたところ、天井クレーンの操作者がクレーンを走行させ、クレーンの一部が積み終えた製品に激突したため最上段の製品が落下し、衝撃で被災者も荷台から墜落し死亡したものの。
※10月 13時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれ死亡したものの。
※10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その際、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまり死亡したものである。

・ 上欄の ※印太字 の表記は、荷主等の事業場構内・作業現場で発生した死亡災害です。

神奈川県労働局管内では、毎年荷主等の事業場構内での荷役作業中に死亡災害が発生しているため、荷役作業中の安全確保に向け荷主等の事業者と陸運業の事業者が連携を図りながら、労働安全衛生法を遵守し「荷役ガイドライン」に基づく対策を講じるよう指導を実施しております。

[2] 荷役ガイドラインに基づき荷主等の事業者が行う安全な荷役作業のすすめ方

荷主等の事業者の多くは、トラックへの積み込み・積卸し等の荷役作業を安全に実施してもらうためには、どのような対策を講じていけばよいのか、さらには陸運業の事業者とどのように連携を図っていけばよいのか、お悩みになられている事業者が非常に多いものと思われます。

このため、以下の手順を参考にして、「荷役ガイドライン」に基づく取組を実践してみましょう。

① 安全管理体制の整備

ア 荷役災害防止担当者を選任する

- ・ 安全管理者や安全衛生推進者、物流部門の責任者等から、荷役災害を防止するための担当者(以下「荷役災害防止担当者」という。)を選任してください。
- ・ 荷役災害防止担当者の職務内容を安全衛生管理規程等に明記してください。

第1段階:「荷役ガイドライン」の取組を行うためのスタートラインです。

【職務内容】 陸運事業場と荷役作業について安全作業連絡書等(別紙参照)の書面による連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を決定し実施する。  
 (ポイント) 荷主等は、陸運事業者の「荷役災害防止担当者」と荷役作業の安全対策や連絡調整を実施するようにしてください。

※ 「荷役災害防止担当者」を選任したら、「荷役災害防止担当者研修」の受講をお願いします。(平成29年度は、9月～11月にかけて県内で無料講習会が実施されます。)詳しくは、6月以降の神奈川労働局HPで検索!

イ 陸運事業者と安全衛生協議組織を設置する

- ・ 荷の運搬を行う陸運事業者が特定されている場合は、当該陸運事業者と合同の安全衛生協議会を設置し、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や荷役作業場所の合同パトロール等を連携して行うようにしてください。

第2段階:安全な荷役作業に必要なルール作りの作成です。

② 荷役作業における労働災害防止の基本ルールを作成

ア 荷役作業を陸運事業者に行わせるための事前通知方法

- ・ 運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確にするよう指導しております。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約(トラック運送業における書面化推進ガイドライン)の締結を推進してください。

【書面化】 国土交通省では、トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化を図るため、「標準貨物自動車運送約款」においては荷主等の義務として、荷主等からの書面(運送状)の発出を確実にすることが求められており、「書面化推進ガイドライン」等でその内容が明らかにされており、厚生労働省も荷役作業等の付帯業務について、荷役作業の役割分担を決定した上で、安全作業連絡書等により事前に連絡調整することを荷主等と陸運事業者に求めています。

イ 余裕を持った着時刻を設定する

- ・ 着時刻を指定するに当たっては、閑散期や繁忙期のほか連休や帰省時期等の道路状況を考慮したものとし、着時刻の指定には余裕を持った弾力的な設定を行い、安全な作業手順やルールのもと安全に荷役作業が行うことができるように配慮してください。

荷役5大災害防止につなげていきます。

ウ 荷役作業場所でトラック運転者が安全に荷役作業ができるようにする

- ・ 荷役作業場所の安全性が確保されていない荷主等が多く散見されており、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床面の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷物や資器材の整理整頓等を行い、トラック運転者が安全に荷役作業ができる状況を確保してください。



## 荷主等が行う「荷役5大災害」防止チェックリスト

(チェック欄記入方法:「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。)

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用 荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか。 <u>(事前に陸運事業者との間で取り決め等しておくことが望まれる)</u>		
墜落・転落災害	安全に使用できる設備の設置 荷主等が管理する施設において、プラットホーム(移動式のものを含む。)、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供 荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮 荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようになっていますか。		
トラック後退時	誘導員の配置 荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分 荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

このほか、荷役作業場所において、「フォークリフト」や「クレーン」及び「コンベヤー」や「かご車(ロールボックスパレット等)」を使用するには、これらの機械ごとに安全に使用するためのルール作りが必要となります。さらに、「フォークリフト」と「クレーン」によるトラックへの積込み・積卸し作業には、運転するための**有資格者制度**のほか、**作業指揮者の選任と教育**が必要となります。

※「かご車」については、陸災防神奈川県支部(☎ 045-472-1818)で**無料講習会**を開催する予定です。



荷主等のみなさまへ

陸上貨物運送事業（全業種）

荷役作業における安全対策への御協力について

神奈川労働局管内においては、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業のことをいう。以下「陸運業」という。）で働く労働者（以下「トラック運転者」という。）の休業4日以上労働災害が毎年800件以上発生しているほか、死亡災害も発生しております。

その約7割が大型物流センター（倉庫）や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主先や配送先等（以下「荷主先等」という。）で荷役作業中に発生しています。

当局管内の荷主先等で発生した荷役作業中の労働災害やこれまでに各労働基準監督署において指導を実施した結果を分析したところ、トラックへの積み込み・積卸し作業の多くがトラック運転者により行われているものの、荷役作業等の付帯作業の有無を何ら書面等で明確にしないまま荷役作業を実施させている荷主先等が多いことが判明したため、現在、「荷役ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づいた取組に向け、陸運業及び「全業種」の荷主等の事業者に対し指導を展開しているところです。

つきましては、荷役ガイドラインに基づき、荷主先等において「荷役災害防止担当者」を選任の上、別紙の「安全作業連絡書」により、取り扱う荷物の重量、荷役作業時に使用する機械設備、荷役作業の有無や役割分担等を記載いただき、荷主先等で行う荷役作業に係るこれらの情報等を陸運業の「荷役災害防止担当者」及び着荷主等にお伝えいただきますようお願いいたします。

また、荷役時間や荷待ち時間、道路の混雑状況（特に、通勤時間帯）等、トラック運転者の健康障害の防止に十分考慮した弾力的な着時間の設定に御配慮頂き、安全な物流輸送の向上に御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成29年6月

神奈川労働局



## 安全作業連絡書例

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミル 3. その他 ( )	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミル 3. その他 ( )
積	品名		
	危険有害性	有・無 ( )	
荷	数 量		
	総重量	kg ( kg/個)	
	積付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ( )	
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取卸作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業員数	名	作業員数 名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )	使用荷役機械 有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	免許資格等 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

荷役ガイドラインに基づく「陸運事業者と荷主等との連絡調整」に御協力ください。……



※ 発荷主等が、配送先の着荷主等と荷卸し時の役割分担や実施事項を連絡調整し、「安全作業連絡書」を作成のうえ、安全に荷役作業が実施できるよう…  
発荷主等から陸運事業者及び着荷主先等へ通知するよう御協力をお願いいたします。



# STOP！熱中症クールワークキャンペーン

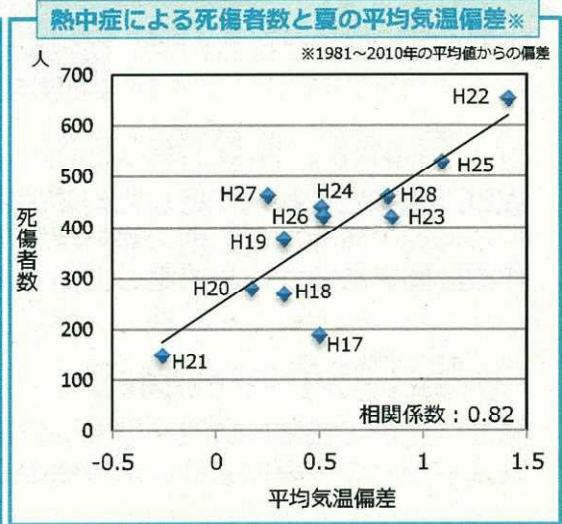
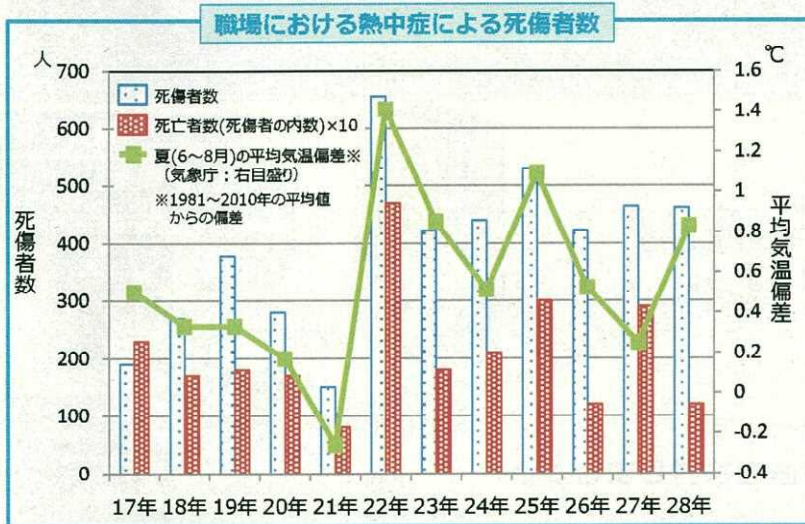
— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症防止に取組みましょう！

## 職場における熱中症について

⇒ 詳細は、P 7・8 参照

- ・職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上）は、平成22年以降**毎年400人を超えています**。
- ・気象庁が発表している夏の平均気温偏差との関係を見ると、平均気温偏差の大きかった年（例年よりも**暑かった年**）には、**熱中症が多く発生**しています。



暑さに対応するための**対策が不十分**であることをあらわしています。

**暑さ対策を徹底  
しましょう！**

- ◆ 暑さ指数の測定
- ◆ 管理体制の確立
- ◆ 作業環境管理
- ◆ 作業管理
- ◆ 健康管理
- ◆ 安全衛生教育

## キャンペーンの概要

⇒ 各期間の取組内容は、P 2～6 参照

- 実施期間：平成29年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



- 主唱：厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
- 協賛：公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 後援：農林水産省、国土交通省



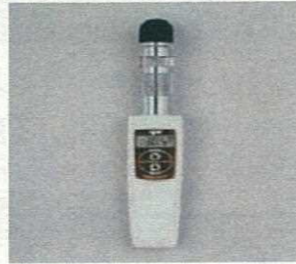
# 熱中症予防のために次の取組を実施しましょう！

## 準備期間（4月）中に実施すべき事項

熱中症予防のためには、暑くなる前から対策を検討しておくことが必要です。安全衛生委員会などで必要な対策を検討しておきましょう。

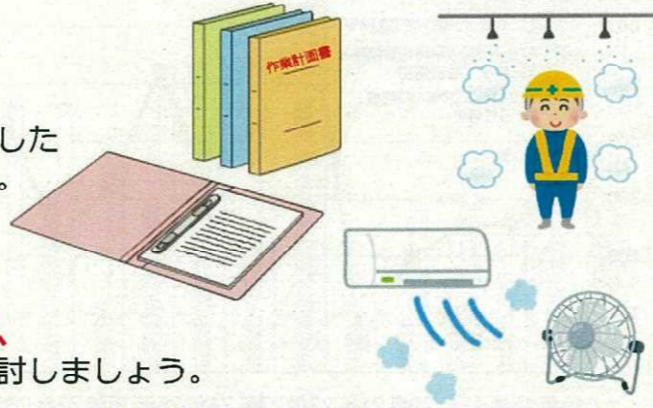
### ① WBGT値（暑さ指数）の把握の準備

JIS規格に適合したWBGT測定器を準備しましょう。  
暑さ指数の把握は、熱中症対策の第一歩です。  
WBGT値を安価で精度よく測定するため、平成29年3月にJIS B 7922が定められました。



### ② 作業計画の策定等

WBGT値など、状況に応じた**作業の中止**、**休憩時間の確保**など夏期の暑熱環境下に対応した作業計画をあらかじめ策定しておきましょう。



### ③ 設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討しましょう。

### ④ 服装等の検討

透湿性及び通気性の良い作業着、帽子、ヘルメット等を準備しましょう。冷却機能のある作業着（クールベスト等）の導入も検討しましょう。



### ⑤ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所又は日陰等の**涼しい休憩場所の確保**を検討しましょう。



### ⑥ 教育研修の実施

各級管理者、労働者を対象として、**熱中症予防のための教育**を行いましょ。

### ⑦ 熱中症予防管理者の選任等

熱中症の予防を管理する**責任者を選任**するとともに、管理体制を整えましょ。



## キャンペーン期間（5月から9月）中に実施すべき事項 STEP 1

### ① WBGT値（暑さ指数）の把握

あらかじめ準備した、JISに準拠したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値（暑さ指数）を随時把握しましょう。なお、**作業場所が近い場合でも**、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で**WBGT値（暑さ指数）が大きく異なることがある**ことに留意が必要です。

### ② WBGT値（暑さ指数）の評価

職場における熱中症予防の目安として、作業内容ごとに熱中症になる恐れのあるWBGT基準値がまとめられています（下表）。「身体作業強度（代謝率レベル）」が高い作業ほど、WBGT値（暑さ指数）を下げて行う必要がありますので、WBGT値が下表の基準値を超え、または超えるおそれのある場合には、**WBGT値（暑さ指数）の低減、休憩時間の確保**などの対策を徹底しましょう。

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）	
0 安静	◆ 安静	33		32	
1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 楽な座位</li> <li>◆ 軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）</li> <li>◆ 手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け）</li> <li>◆ 腕と脚の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作）</li> <li>◆ 立位</li> <li>◆ ドリル（小さい部分）</li> <li>◆ フライス盤（小さい部分）</li> <li>◆ コイル巻き</li> <li>◆ 小さい電気子巻き</li> <li>◆ 小さい力の道具の機械</li> <li>◆ ちょっとした歩き（速さ3.5km/h）</li> </ul>	30		29	
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土）</li> <li>◆ 腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両）</li> <li>◆ 腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む）</li> <li>◆ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする</li> <li>◆ 3.5～5.5km/hの速さで歩く</li> <li>◆ 鍛造</li> </ul>	28		26	
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 強度の腕と胴体の作業</li> <li>◆ 重い材料を運ぶ</li> <li>◆ シャベルを使う</li> <li>◆ 大ハンマー作業；のこぎりをひく</li> <li>◆ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る</li> <li>◆ 草刈り</li> <li>◆ 掘る；5.5～7km/hの速さで歩く</li> <li>◆ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする</li> <li>◆ 鋳物を削る</li> <li>◆ コンクリートブロックを積む</li> </ul>	気流を感じないとき	気流を感じる時	気流を感じないとき	気流を感じる時
		25	26	22	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 最大速度の速さでとても激しい活動</li> <li>◆ おのを振るう</li> <li>◆ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする</li> <li>◆ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く</li> </ul>	23	25	18	20



WBGT値の評価結果に基づき、労働衛生の3管理を進めましょう。

### ① 作業環境管理

- **WBGT値（暑さ指数）の低減等**  
準備期間中に検討した対策を実施しましょう。
- **休憩場所の整備等**

休憩場所には、**氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー**等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けましょう。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう**飲料水、スポーツドリンク等の備付け**等を行いましょ。



### ② 作業管理

- **作業時間の短縮等**

WBGT基準値を大幅に超える場合は、**原則として作業を中止**しましょう。WBGT基準値を大幅に超える場所でやむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行いましょ。

- ① 単独作業を控え、**休憩時間を長めに設定**する。
- ② 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

- **熱への順化**

**7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長く**しましょう。  
**夏季休暇などの後も同様に順化期間**が必要です。



- **水分及び塩分の摂取** 定期的に**水分、塩分**を取りましょ。

- **服装等**

**準備期間中に検討した服装**を着用しましょ。なお、次の衣類を着用している場合はWBGT基準値に下の補正值を加える必要があります。

衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值	衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值
作業服（長そでシャツ・ズボン）	0	SMSポリプロピレン製つなぎ服	0.5
布（織物）製つなぎ服	0	ポリオレフィン布製つなぎ服	1
二層の布（織物）製服	3	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

### ③ 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応等**

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全等の**持病がある労働者は、医師の意見を聞いて配慮**をしましょ。

- **日常の健康管理等**

**前日の飲みすぎ**などないようにしましょ。**当日の朝食**はしっかり取りましょ。

- **労働者の健康状態の確認**

管理者は**作業開始前や作業中の巡視**で労働者の健康状態を把握しましょ。複数作業では労働者同士が**お互いの様子に注意**しましょ。



## ① 労働衛生教育 次の教育を行いましょ。

熱中症とは？

【管理者向け研修】

熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WBGT値（意味、基準値に基づく評価）</li> <li>・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等）</li> <li>・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

【雇入れ時、新規入場時の労働者向け研修】

熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WBGT値の意味</li> <li>・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>

※下線部については日頃から繰返し教育を行いましょ

## ② 異常時の措置

少しでも本人や周りが**異変を感じたら**、体温を測定し、必要に応じて、水分摂取や濡れタオルの使用等により**体温を下げるようにし**、平熱近くまで下がったことが確認できるまでは、**一人にはいけません**。症状に応じ、**躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置をとってください**。**急に容体が悪化し死亡する事例が発生しています**。



## ③ 熱中症予防管理者の業務等

熱中症予防のための管理体制を確立し、管理者は次の業務を行いましょ。

- ・WBGT値（暑さ指数）の**低減対策の実施状況の確認**
- ・各労働者の**熱への順化の状況の確認**
- ・朝礼時等作業開始前における**労働者の体調の確認**
- ・WBGT値（暑さ指数）の**随時測定**とその結果に応じた**作業の中止又は中断の指示**
- ・職場巡視による労働者の**水分及び塩分の摂取状況の確認**





## 重点取組期間（7月）中に実施すべき事項

重点取組期間（7月）においては、特に次の事項を徹底しましょう。

### ① 作業環境管理

WBGT値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。

### ② 作業管理

- 7月には梅雨明けを迎える地域が多く、**急激なWBGT値（暑さ指数）の上昇**が想定されます。その場合、労働者は熱に慣れていませんので、WBGT値（暑さ指数）に応じ、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保**を徹底しましょう。
- 水分及び塩分を積極的に取りましょ。**  
熱中症予防管理者はその確認を徹底ましょ。



### ③ 健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎがないか、**当日は朝食をきちんと取ったか**、作業開始前の確認を徹底ましょ。また、熱中症予防管理者は、巡視の頻度を増やましょ。



### ④ 労働衛生教育

期間中は**熱中症のリスクが高まっている**ことを含め、**重点的な教育**を行いましょ。

### ⑤ 異常時の措置

異常を認めるときは、躊躇することなく**救急隊を要請**してください。

**緊急連絡先一覧**

〇〇病院  
△△労働基準監督署



熱中症の症状と分類		
分類	症状	重症度
I度	めまい・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」といわれていた状態。）	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたもの。）	大

## 職場における熱中症の最近の発生状況

過去5年間の職場における熱中症の発生状況は次のとおりとなっています。

■ 疾病者数（左目盛り 単位：人） ■ 死亡者数（右目盛り 単位：人）  
※平成28年は速報値

#### 業種別

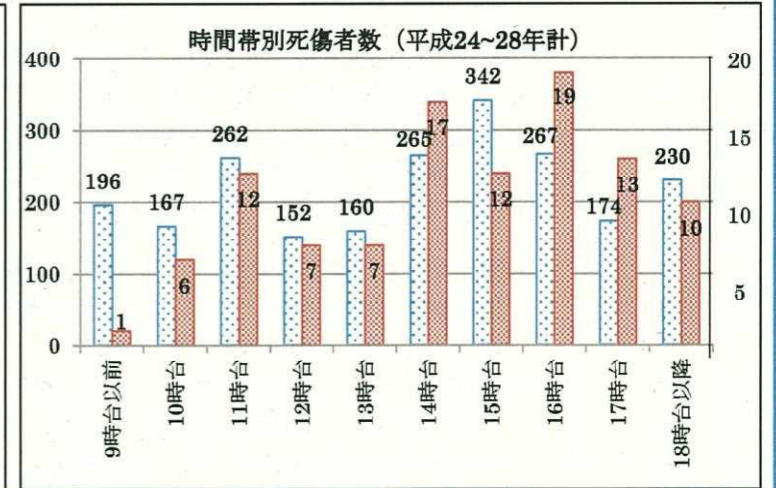
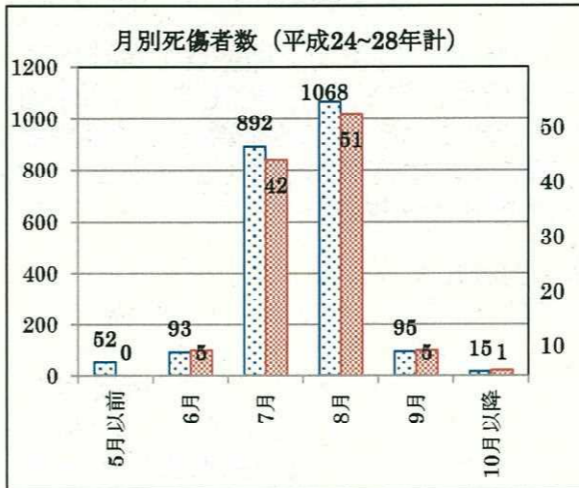
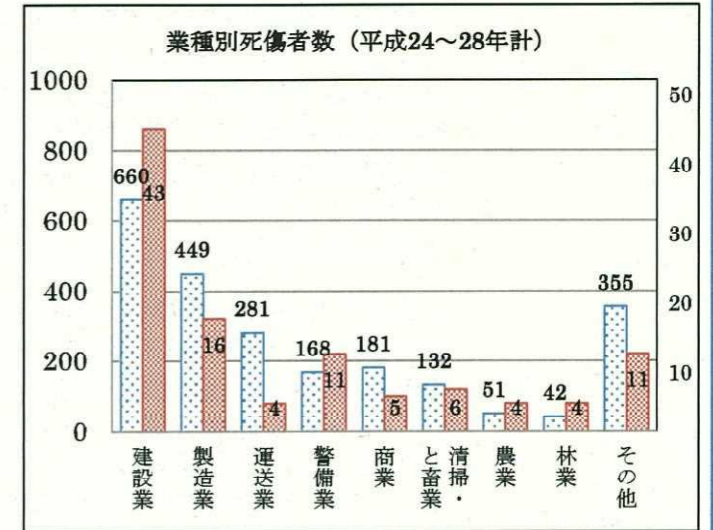
建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、これらで全体の半数を占めています。

#### 月別

月別では、7月、8月が多く発生しています。熱に慣れるまでは、こまめな休憩が必要です。

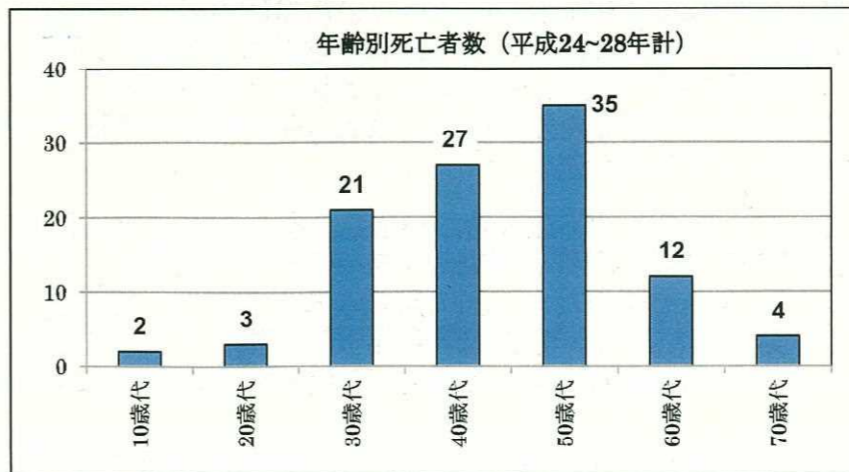
#### 時間帯別

時間帯別では、14時から16時台に多く発生しています。また、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化するケースも散見されます。異常を感じたらすぐに病院へ連れていか、救急隊を要請ましょ。



#### 年齢別死亡者数

職場における熱中症は、年齢を問わず発生しています。若くてもきちんとした対策が必要です。





## 職場における熱中症の最近の死亡事例

発生日	業種	年齢	発生状況
6	林業	60歳代	被災者は、広葉樹の伐採現場において、他の労働者とともに午前10時から立木の伐倒及び造材作業を行っていた。午後3時頃、同僚が伐倒作業を行っていた被災者に作業終了を告げ、先に集合場所へ戻ったが、なかなか被災者が集合場所に戻らないため、再度、呼びに行ったところ、斜面に倒れている被災者を発見した。医療機関に救急搬送したが、4日後に死亡した。被災者は当該事業場の労働者として作業に従事した初日であった。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、30.3℃であった。また、被災者に対する健康診断が実施されていなかった。
6	廃棄物処理業	50歳代	午後から敷地内の草刈り作業を行うこととなり、被災者は午後1時から午後2時30分まで草刈機で草刈り作業を行い、1時間の休憩後、同僚と共に敷地内の雑木の切り枝の回収業務等を行い、午後4時に作業を終えた。作業終了後、ベンチで休憩を取っていたところ、午後4時30分頃嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症の疑いで救急搬送された。搬送後意識を失い、翌々日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、28.4℃であった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。
7	警備業	40歳代	被災者はガス管入れ替え工事現場で、9時から17時まで交通整理の業務を行い、同僚と車で会社に戻った後、17時20分頃、自転車で帰宅した。18時30分頃、居住アパートの敷地内で被災者が倒れているところを通行人に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
7	食料品製造業	50歳代	被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見したが、めまいがする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだが、14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、救急車で病院に搬送されたが、6日後に死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
8	商業	20歳代	事業場にて商談、展示車両の洗車業務等に従事していた労働者が、17時30分頃、事業場内の清掃作業中に頭痛を訴えた。2階の休憩室で休養し、19時過ぎに帰宅した。翌8日の朝、起床してこないことから、家族が様子を見にいったところ、呼吸停止の状態で見送られた。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.0℃であった。
9	建築工事業	30歳代	屋根の防水工事において、被災者は午前8時から当該工事の補助作業に従事していたが、17時頃作業終了後、同僚と現場近くの宿舎に徒歩で戻り、17時50分頃、宿舎エレベーターを降りたところで意識を失い倒れた。直ちに病院に搬送されたが、翌日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.7℃であった。被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。被災者に対する健康診断が実施されていなかった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。



職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

# 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が**事業者の努力義務**となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

## 対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※1	資本金※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※1 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

## 助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす <b>喫煙室</b> の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす <b>屋外喫煙所（閉鎖系）</b> の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす <b>換気装置</b> の設置など （宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）	喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下、または必要換気量が70.3 ×（席数）m <sup>3</sup> /時間以上

## 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。  
※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は200万円。



## 交付申請に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業計画 *
3	不交付要件に該当しない旨の書類 *
4	直近の労働保険概算保険料申告書の写し (保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届)
5	中小企業事業主であることを確認するための書類 (資本金・労働者数を記載した資料など)
6	措置を講じる場所の工事前の写真 (申請日から3か月以内に撮影したもの)
7	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
8	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
9	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
10	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2業者以上必要)
11	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

## 事業実績報告に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し (複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関しての領収書 <sup>※3</sup> 、経費についての内訳の写し <sup>※3</sup> やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後1か月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

## 申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ この助成金の交付を受けても、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附の制限は受けません。
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求められます。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 留意事項

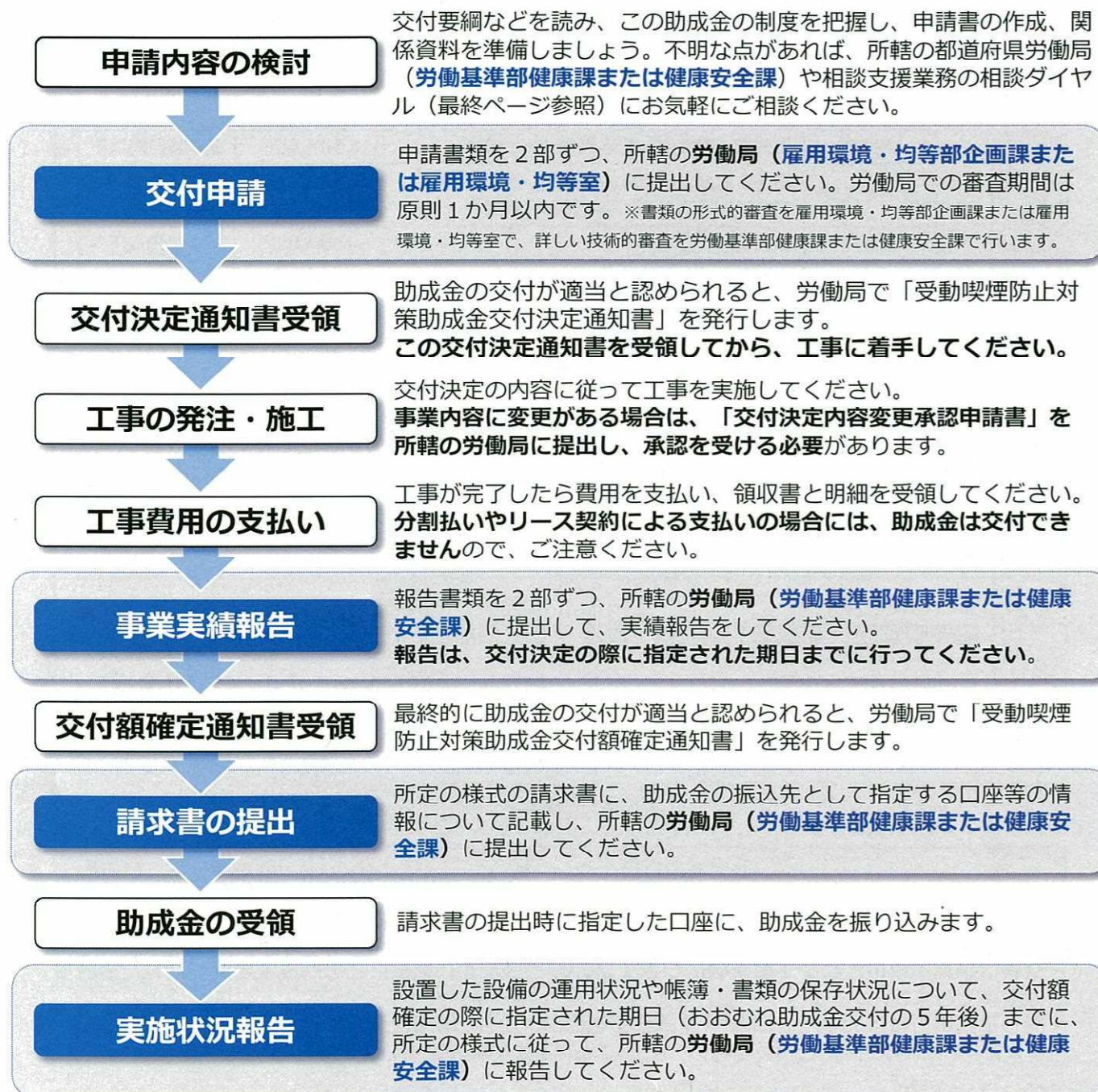
この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/㎡
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修 (換気装置の設置など)	40万円/㎡

例) 4㎡の喫煙室の設置・改修の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として4㎡×60万円/㎡=240万円まで(助成額にして120万円まで)しか認められません。

## 申請手続の流れ





## 厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。  
**利用はすべて無料**ですので、ぜひ、ご利用ください。

### 受動喫煙防止対策の技術的な相談

#### ◆相談支援業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。（必要に応じて実地指導も実施）
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

### 喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

#### ◆測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計の無料貸出しを行います。
  - ▶ 機器の往復の送料も無料です
  - ▶ 一酸化炭素計は数に限りがありますので、お早めに予約してください
- ② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

## 厚生労働省のホームページ

#### ◆職場における受動喫煙防止対策について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

#### ◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

**ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。**

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室  
喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課





# 中小企業の 生産性向上を 支援します!

## 最低賃金引上げ支援

中小企業向け

# 業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

**最低賃金の引上げ額が異なる**

**5つのコースからチョイスできます。**

助成の上限額

# 50万円~200万円

事業場内最低賃金が  
750円未満の事業場で、  
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上  
1000円未満の事業場で、  
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!  
アクセス

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>





# 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



## 助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

### ●支給までの流れ



## 5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 <sup>(※)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 <sup>(※)</sup> ) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800 円以上 1000 円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる  
5つの  
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



## 助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

### 事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／  
専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>





# 労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	⇓	⇓	⇓
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→



# かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

## 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

## 2 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

### <各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→		口座振替 納付日 11月14日					
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

**ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！**

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、  
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。